

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処内	分の	の	主	違	反	の	条	な	監	査	実	施	の	端	緒	及	び	違	反	行	為	の	概	要	当	該	違	反	点	数	北	海	道	運	輸	局	管	内	累	積	点	数
1	株式会社田中運送(法人番号1430001047467) 代表者田中隆一	北海道岩見沢市北4条西18丁目1番22号		本社営業所	北海道岩見沢市北4条西17丁目2番6号		R5.2.13	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条 他9件						令和4年7月21日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(7)乗務等の記録の改ざん・不実記載(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	12	12																															
2	神戸コンテナライン株式会社(法人番号8430001065669) 代表者沖野直樹	北海道石狩市新港西1丁目702番18号		本社営業所	北海道石狩市新港西1丁目702番地17		R5.2.28	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他4件						令和4年5月11日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(3)退職者等運転者台帳の保存義務違反(安全規則第9条の5第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	10																															
3	北真運輸株式会社(法人番号7450001002712) 代表者伊関和夫	北海道旭川市永山北2条9丁目7-3		本社営業所	北海道旭川市永山北2条9丁目7-3		R5.2.28	輸送施設の使用停止(85日車)及び文書警告			貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2 他1件						令和4年5月24日及び令和4年6月1日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2)、(2)乗務等の記録保存義務違反(安全規則第8条)	9	9																															

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	株式会社南田産業(法人番号7430001054722) 代表者南田貴生	北海道苫小牧市字錦岡449番地13	本社営業所	北海道苫小牧市宮前町2丁目9-13	R5.2.28	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他6件	令和4年6月15日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3	
5	株式会社昌栄(法人番号3070001014221) 代表者本多真人	群馬県佐波郡玉村町大字上福島1209-2	北海道支店営業所	北海道美唄市字茶志内726番地22	R5.2.28	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他8件	令和4年8月25日及び令和4年10月21日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可義務違反[自動車車庫の位置及び収容能力](貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(4)疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(5)定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(10)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	12	12	

